

「貸金庫・自動貸金庫」規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、以下のとおり貸金庫・自動貸金庫規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのであらかじめご了承ください。

記

1. 規定の改定日

令和8年5月1日（金）

2. 改定する規定

- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定

3. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

令和8年5月1日（金）以降、貸金庫内に現金を格納いただくことができなくなります。現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまは、すみやかに現金のお取り出しをお願いします。

（注）現金には日本円のほか、外国通貨も含まれます。

日本円の格納いただけない現金とは、以下の①と②となります。

- ① 日本銀行のホームページの「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 上記①と肖像が同一である銀行券「2007年発行停止の一万円（福沢 諭吉）」

（次ページへ続く）

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）等の確認として、「利用目的に関する申告書」の提出をお願いすることとなります。

つきましては、お取引店からご契約者さまへ順次ご案内させていただきますので「利用目的に関する申告書」の内容をご確認いただき、遵守事項のチェック及びご署名のうえ、ご提出をお願いいたします。

※詳細は、新旧対照表をご参照ください。

規定改定に伴い、お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほどよろしく
お願いいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店までお願いいたします。

■「新旧対照表」

・貸金庫規定

改定後	改定前
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結又は利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. (契約期間等)</p> <p>4. (貸金庫使用料)</p> <p>5. (鍵の保管)</p> <p>6. (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。</u></p> <p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>11. (損害の負担等)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第1 <u>3</u>条第3項の各号のいずれに</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. (契約期間等)</p> <p>3. (貸金庫使用料)</p> <p>4. (鍵の保管)</p> <p>5. (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. (届出事項の変更等)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (損害の負担等)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第1 <u>2</u>条第3項の各号のいずれに</p>

■「新旧対照表」

・貸金庫規定

改定後	改定前
<p>も該当しない場合に使用することができ、第1 <u>3</u>条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p><u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったとき又は借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦本邦又は外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、又はそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>も該当しない場合に使用することができ、第1 <u>2</u>条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 省略</p>

■「新旧対照表」

・貸金庫規定

改定後	改定前
<p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。</p> <p>この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>14. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>15. (緊急措置)</p> <p>16. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>17. (保証人)</p> <p>18. (準拠法令、合意管轄)</p> <p>19. (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">(2026年5月1日改定)</p>	<p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。</p> <p>この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>13. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>14. (緊急措置)</p> <p>15. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>16. (保証人)</p> <p>17. (準拠法令、合意管轄)</p> <p>18. (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">(2020年4月1日現在)</p>

■「新旧対照表」

・自動貸金庫規定

改定後	改定前
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結又は利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. (契約期間等)</p> <p>4. (貸金庫使用料)</p> <p>5. (鍵の保管)</p> <p>6. (貸金庫の開閉等)</p> <p>7. (届出事項の変更等)</p> <p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>11. (損害の負担等)</p> <p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第1 <u>3</u>条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1 <u>3</u>条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. (契約期間等)</p> <p>3. (貸金庫使用料)</p> <p>4. (鍵の保管)</p> <p>5. (貸金庫の開閉等)</p> <p>6. (届出事項の変更等)</p> <p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p>8. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>10. (損害の負担等)</p> <p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第1 <u>2</u>条第3項の各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1 <u>2</u>条第3項の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>

■「新旧対照表」

・自動貸金庫規定

改定後	改定前
<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑥ 省略</p> <p><u>⑦借主主義人が存在しないことが明らかになったとき又は借主主義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑧本邦又は外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑩マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、又はそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。</p>	<p>12. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵又は届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑥ 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。</p>

■「新旧対照表」

・自動貸金庫規定

改定後	改定前
<p>不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関4条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができますものとします。</p> <p>(5)～(6)省略</p> <p><u>14.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>15.</u> (緊急措置)</p> <p><u>16.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p><u>17.</u> (保証人)</p> <p><u>18.</u> (準拠法令、合意管轄)</p> <p><u>19.</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">(2026年5月1日改定)</p>	<p>不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に関3条第1項の方法に準じて、自動引落しすることができますものとします。</p> <p>(5)～(6)省略</p> <p><u>13.</u> (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p><u>14.</u> (緊急措置)</p> <p><u>15.</u> (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p><u>16.</u> (保証人)</p> <p><u>17.</u> (準拠法令、合意管轄)</p> <p><u>18.</u> (規定の変更)</p> <p style="text-align: right;">(2020年4月1日現在)</p>